

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から29年1月1日まで

昭和27年4月に友人の紹介でA社（現在は、B社）に入社し、29年8月まで継続して勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、27年4月から28年12月までの期間が厚生年金保険に未加入となっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚一人は、「申立人は、私がA社に入社した昭和27年2月から2、3か月後に入社し、2年ほど勤務していた。申立人は、私と同じC部だった。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人がA社のC部で勤務していたとして名前を挙げる同僚は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得した日の1年以上前からA社に勤務していた。」と供述している上、他の同僚二人については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、該当する記録が見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人と同じく昭和29年1月1日付けでA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち自身の入社時期について回答が得られた複数の同僚は、「昭和26年5月頃から28年10月頃までの期間にA社で勤務し、一旦退職した後、29年1月頃に再び同社に入社したが、最初の勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。」、「A社には、昭和27年4月頃に入社した。」と回答している上、申立期間当時、同社に係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録が確認できる者3人の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より1か月から7か月前であることが確認できる。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 29 年 1 月 1 日付けで A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したとする記録があるものの、これ以前に申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無い上、B 社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については、不明と回答しており、また、申立人の A 社に係る雇用保険の加入記録は、記録が保存されておらず、確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1170

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 26 日から 56 年 10 月 1 日まで  
昭和 55 年 12 月 26 日から A 社（昭和 56 年 5 月 7 日から B 社に名称変更）に勤務したが、同社に勤務した期間のうち、55 年 12 月 26 日から 56 年 10 月 1 日までの期間について厚生年金保険の記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社における同僚の供述から、申立人の同社における入社日の特定はできないものの、申立人が同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 56 年 10 月 1 日より前から同社に勤務していたことは推測できる。

しかしながら、申立人の B 社における雇用保険被保険者資格の取得日は厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致しているところ、昭和 56 年中に雇用保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 12 人のうち、それぞれの雇用保険被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致する者が 11 人、厚生年金保険被保険者資格の取得日が雇用保険被保険者資格の取得日より遅れている者が一人であることが確認できることから、当時、同社においては、厚生年金保険と雇用保険の被保険者取得手続をおおむね同時に行っていたことがうかがえる。

また、B 社の事業主は、申立期間当時の賃金台帳等厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いと回答している上、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1171

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 26 日から平成元年 6 月 1 日まで  
昭和 58 年 4 月にA社に入社し、平成 3 年 3 月に独立するまで、グループ内の転勤はあったものの継続して勤務したため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社又は同社の関連会社であるB社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 60 年 6 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社は、平成元年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち、昭和 60 年 6 月 26 日から平成元年 6 月 1 日までの期間において、両社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 60 年 5 月 26 日に被保険者資格を喪失した後、同年 6 月 5 日に健康保険被保険者証を回収された記録があり、B社が保管する申立人に係る健康保険被扶養者認定通知書によると、申立人は、同社が適用事業所となった平成元年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当時、仕事内容及び雇用形態が申立人と同じだったとする上記同僚一人の厚生年金保険記録は、申立人と同様にA社における被保険者資格を昭和 60 年 5 月 26 日に喪失後、B社において平成元年 6 月 1 日に同資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社及びB社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無いと回答している上、申立人が提出した普通預金元帳及び預金通帳の写しによれば、

昭和 58 年 4 月から 61 年 11 月までの給与振込額は確認できるものの、申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。